# 会 議 録

会	議の	名	称	平成 27 年度 第 1 回枚方市空家等対策協議会 方針策定部会
開	催	日	時	平成 27 年 11 月 27 日 (金) 13 時 35 分から 15 時 30 分まで
開	催	場	所	枚方市民会館3階 第3会議室
出	席		者	小川委員、狩野委員、妹尾委員、高瀬委員、鳥野委員、西中委員、松尾委員、村上委員
欠	席		者	岡委員、染林委員、中村委員、三宅委員
案	件		名	<ol> <li>開会</li> <li>部会長、副部会長の選出について</li> <li>枚方市の特定空家等への対策のあり方について         <ul> <li>(1)本市の現状について</li> <li>(2)法に基づく特定空家等への措置の概要について</li> <li>(3)特定空家等対策にあたっての課題と本市の対策のあり方について</li> </ul> </li> <li>今後のスケジュールについて</li> <li>閉会</li> </ol>
提上名	出された	資料學	等の称	次第 資料1. 枚方市の空き家の現状 資料2. 法に基づく特定空家等への措置の概要について 資料3. 特定空家等の判断基準について 資料4. 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家 等に対する措置の手順(案) 資料5. 特定空家等に対する市独自制度について 資料6. 枚方市空家等対策協議会方針策定部会スケジュール(案) 参考資料1. 他自治体の空き家対策条例(抜粋) 参考資料2. 空家に関する相談窓口一覧 参考資料3. 枚方市住み良い環境に関する条例(抜粋)
決	定	事	項	<ul><li>○部会長、副部会長を選出した。</li><li>○事務局から提示された原案に沿って審議を進めていく。</li></ul>
	の公開、			公開

会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由					公表
傍	聴	者	の	数	0 人
所	管		部	署	環境保全部 環境衛生課
(	事	務	局	)	泉境床主前 - 泉境倒生床 

#### 審 議 内 容

### 総括

#### 議事2. 部会長、副部会長の選出について

■ 部会長に村上委員、副部会長に高瀬委員を選出した。

## 議事3. 枚方市の特定空家等への対策のあり方について

■ 市からの対策に関する原案を基に、審議を進め、答申を作成していく。

#### 議事4. 今後のスケジュールについて

■ 平成28年1月に、協議会による市民意見の聴取を実施し、平成28年3月に答申を行うことを確認した。

#### 議事1. 開会

事務局 それでは、平成27年度第1回枚方市空家等対策協議会、方針策定部会を開催 いたします。部会長の選任が行われるまでの間、事務局で進行を務めます。よろ しくお願いいたします。

### 議事2. 部会長、副部会長の選出について

事務局 部会長、副部会長の選出についてですが、選出の方法は、会長及び副会長の選出と同様です。この方針策定部会は、市長を除いた協議会の委員全員で構成する部会でありますことから、先ほど選出いただきました村上会長と高瀬副会長に、それぞれ部会長、副部会長を兼ねていただくことが適当ではないかと事務局では考えております。皆様、いかがでしょうか。

### ○ (「異議なし」の声)

事務局 ありがとうございます。それでは、部会長、副部会長、よろしくお願いいたします。ここからは部会長に進行をお願いしたいと思いますので、お願いいたします。

まず、ご審議いただきます前に、本部会の公開についてご確認いただきますよ うお願いいたします。

部会長 本部会の公開につきまして、協議会に引き続き、公開としたいと考えておりま すが、よろしいですか。

○ (「異議なし」の声)

#### 議事3. 枚方市の特定空家等への対策のあり方について

事務局 (配布資料の確認)

部会長 このように、内容が多岐にわたっておりますので、まず(1)の本市の現状について事務局から説明を受けて、質疑を行います。その後に(2)法に基づく特定空家等への措置の概要について、(3)特定空家等対策にあたっての課題と本市の対策のあり方について、それぞれ事務局から説明を受けて、その後に、質疑を行ってまいりたいと思います。

それでは、事務局から順次、説明をお願いします。

事務局 (資料1に基づき説明)

部会長 ただいま事務局から説明がありました内容につきまして、ご質問、あるいはご 意見などお願いします。

○ (「なし」との声)

部会長 ないようですので、(2)法に基づく特定空家等への措置の概要について、事 務局から説明をお願いします。

事務局 (資料2に基づき説明)

部会長 ただいまの事務局からのご説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ないようですので、次に、(3) 特定空家等対策にあたっての課題と本市の対 策のあり方について、事務局より説明をお願します。

事務局 (資料3、資料4、資料5に基づき説明)

部会長 いかがでしょうか。全体にわたるようなご説明になりましたので、どこからでも結構です。何か、ご質問、ご意見などございませんでしょうか。多岐にわたりましたので、ご意見、ご質問がたくさん出るのではないかと思います。

委員 まず、資料3特定空家等の判断基準の6ページの「強い程度の臭気」です。こ の強い程度の臭気というところが、ガイドラインでは臭気という表現となってお

り、そのレベルの範囲となりますと、強い弱いというのは非常にわかりにくい表現だと思います。この強い臭気というのが人によって程度が変わり、判断が難しいというところがひっかかります。

それから、8ページのイですが、「路面からおおむね2メートルの高さに当たる範囲」は、非常に紛らわしい表現だと思います。路面から2メートルのところなのか、これは1メートル程度の範囲ならいいのか、という誤解を招く場合があると感じます。2メートルの高さまでの範囲という表現のほうが分かりやすいのではないかと思います。

その次の9ページのウのところの3行目に、「おおむね10以上の個体が」という表現が何を差しているのか。常時なのか、誰がその10という判断をするのか分かりにくい。実際、10という数値を掲げていますが、これは無駄な数字だと感じます。個体が10というように特定する必要はないと感じます。多数という表現のほうがまだ良いという感じがします。

それから、9ページの(3)のウを「基準なし」として、この一番右に市の考え方が書いてあります。ガイドラインには、周辺の道路、家屋の敷地に土砂が大量に流出していると書いてあります。市の考え方には、家屋が建っている、あるいは建築物がある敷地で、こういう状況は考えられないとありますが、これはおかしいと考えます。

30坪から50坪の敷地ならわかりますが、例えば、大げさにいうと1,000坪もあるような、あるいは2,000坪もあるような敷地もあります。そこから土砂が流出する場合はあると考えます。管理不足は、特に敷地が大きければ大きいほど可能性はあると考えます。

したがって、この場合はガイドラインのほうが正しいと思います。

これらにコメントをいただきたいと思います。

部会長 では、事務局から説明をしてください。たくさんのご意見が提示されましたが。 事務局 まず、6ページの臭気についてですが、この強い程度の臭気というのは、悪臭 防止法の6段階で設定されている臭気強度の4と5を想定しています。4強い臭 気、一番ひどいものとして、5強烈な臭気という記載があり、その臭気強度の4

から強いという表現を引用しております。 委員 それは、臭気強度を測定するということですか。

事務局 例えば臭気強度の4と表記すると、全ての案件について測定していく必要があると思いますので、数値化ではなく、こういう表現を用いて、もし必要であれば 測定するというかたちに考えております。

続きまして、8ページのイは文言の修正をさせていただきたいと思います。

続きまして、9ページのウになります。これは、多数という数字が漠然としていると考えます。猫につきましては、これまでも相談を受けておりますが、その中で、1頭あたりが出産する匹数で、通常5匹程度というのが多く寄せられます。特定空家等の措置を行う事案は、それ以上の、2つの個体の集合体があるという

かたちで、あえて10という数字を記載させていただきました。この部分につき ましては、委員の皆さまからご意見をいただけたらと考えております。

委員 繁殖を行うという言葉が必要なのかどうか。繁殖を行うという言葉が10以上 の個体数につながるわけですが、不自然な表現という感じがします。繁殖を行う 等によりというように制限する必要はないと思います。

事務局 今言われましたような繁殖以外での、いわゆる猫屋敷というかたちも想定して おります。

委員 申し上げているのは、説明しなければならないような文章ではだめですよとい う話です。

部会長 繁殖という言葉は取るということですね。

委員 そのとおりです。

事務局多くの個体が住みついている、そういった表現というご意見でしょうか。

委員 そういうことですね。

事務局 9ページのウの土砂の流出につきましては、委員のおっしゃるとおりと考えます。こちらについて、一旦持ち帰らせていただいて、庁内で検討させていただきたいと考えます。

部会長 決して、打ち切るということではなく、事務局で精査して、くわしい検討は次 回の審議会でということですね。

委員 よろしくお願いします。

事務局 わかりました。猫の表現につきましては、もう少し、ご意見をいただきたいと 考えます。

委員 7ページの景観のところは、(1)と(2)と分かれており、主に(2)はだいたい理解できます。(1)の本市の基準原案には、景観による特定空家等の判断を行わないと書いてあります。

(1) に適切な管理が行われない結果、「既存」の景観に著しく適合しない状態と書いてあります。

景観法は、これから建てるところを主においているというふうに考えています。市の考え方に、枚方市景観条例では指導、勧告及び命令の対象は、行為の届出をした者であること、また、枚方宿地区が景観計画の重点区域に指定されているが、京都と奈良と同一の基準で、同一の規制を論じるべきではないことが書いてありますが、これは当たり前の話です。次に、景観は非常に抽象的、主観的で、基準を定めても判断する者により結果が大きく変わるおそれがあると書いてあります。これはガイドラインにも書いてあります。

しかし、空家等対策の推進に関する特別措置法を研究しているなかで、景観法 では対処できないものがあると考えます。

例えば、枚方市駅の前で非常につぶれかかった建物は、景観として非常に悪い、 一方で、山の中で同じような建物があった場合、それは景観が非常に損なわれて いるとは言いがたいというふうに考えています。だから、ガイドラインでは地域 の特性を生かして考えなさいということが書いてあるわけです。したがって、枚 方市も、地域の特性により景観を著しく損ねているという場所もあれば、案外そ れは許されるであろうというところもあります。地域によって違います。

共通資料5のガイドラインの24ページに、別紙3があります。そのなかに、これは例示で、個別のいわゆる状態の例であるとの記述があります。表の3番に、景観保全に関するルールという、例として書いてあります。しかし、その上の記述に戻ると、そういう例のこともあるけれども、個別の事案に応じて、これらによらない場合も適切に判断していく必要があると書いてあります。景観法の例だけで処理をしてはいけないと申し上げたい。

市基準原案の景観による特定空家等の判断は行わないというのは、ガイドラインの、個別の事案に応じて例によらない場合も適切に判断していく必要があるというところを引用すると、国が特定空家等の判断の4つの条件の3つ目にしっかりと書いてあり、枚方市は個別の事案は考えていないという話になります。

何らかのかたちで基準を書くべきではないですか。個別の事案のことも考慮して、景観法によらないような表現を使うべきではないのかと考えています。

部会長 ただいまの委員からのご指摘は、もっともな問題ではあるように感じます。非 常に難しいので、事務局もよく考慮して、次回までに検討するということでどう ですか。

事務局 非常に重いご意見をいただいたと思っています。市の内部で検討したものを、 今回こういった形でお示しておりますが、本日の協議会の中でご意見をいただい たので、改めてこれを検討させていただければと思います。

委員 部会長がおっしゃられたようで、構いません。

部会長 景観というのは行政法学におきましても難しい問題です。周知のように、国立 市のマンション景観訴訟があります。平成14年12月に東京地裁、2年後に東 京高裁に控訴されました。東京高裁の判決には、景観というものは人によって捉 え方が違う、景観は非常に抽象的、主観的だとの言葉でした。

ところが、2年後の平成18年に最高裁が判決を言い渡しますが、最高裁の裁判官は、景観は客観的な性質も有すると言っております。それも考慮していただいたら。景観は非常に主観的だという表現を、少し注意すべきかというふうに感じます。

ほかに何か、ありますか。

委員 資料3の6ページの②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれの ある状態のイのところです。敷地外で強い程度の臭気の表記ですが、私も臭気の 強度を存じあげなくて、調べました。そうしたら、平成13年3月に環境省の環境管理部が、臭気指数規制ガイドラインを作成しておりまして、その中の3-2 の表2に、6段階臭気強度表示法がありました。

ということであれば、これは判断基準となるものですので、参考や**※**印でよいので、そういう客観的、具体的な数値、根拠を入れたほうが市民にとってもわか

りやすいと思います。

7ページの③のところです。部会長が言われたように、景観は客観的な性質を有する場合もあるということです。これについては事務局任せではなく、委員の皆さんでどういう例があるのか考えませんか。次の12月まで少し時間があります。事務局案では、他の観点から特定空家等と判断される場合が大半であるということで、恐らく、他の判断基準で大半の事案が特定空家等と判断されるでしょうから、他の少ない例を皆さんで考えませんか。事務局だけじゃなくて、皆で考えてこその協議会だと思うので、私はそうしたほうがいいと思います。

あと、猫屋敷の話です。おおむね10以上の個体を、多数の生き物にしたどうかということですが、ここも、特定空家等の判断基準ということですから、やはりできるだけ具体的な数値があったほうが、どなたでも客観的に判断できると思います。

これも皆さんで、次回まで考えませんか。多数という、どなたにもその判断基準として分かりやすい表現は、どういうことを指すのか。例えば、動物の鳴き声とか頻繁に発生して、周りに迷惑がかかるというのはどういう状態なのか。近所に猫屋敷と言われてるところを指す、おおむね8割くらいの方々が理解されるような表現を考えられたらと。これも次回までの宿題にしたらいいと思います。

それと、あと9ページのウの土砂の流出が基準なしというのは、先の委員の意見どおりと思います。特に昔の雨でしたら少々ですが、最近はゲリラ豪雨です。昔なら敷地に溝ができる程度のところでしたが、ゲリラ豪雨のときには道路に土砂が流れていることを、建物が建っている場所でも見ております。ここのところは何らかの基準が必要かと考えます。それについても、できましたら皆さんで考えていけたらと思います。

委員 今の意見で少し反対になる可能性もありますけれども、私の意見を申し上げます。おっしゃるとおりの判断基準のもととなる事例をそれぞれの皆さんが考えてくると、その事例をどうやって扱うか、それをどういうふうにまとめていくのかと思います。

したがって、そういう事例を事務局が考えて、それを事務局が1つの文章にまとめて案を出すということと、同じことだと思います。そのほうが時間も早く、 正確で、分かりやすいという思いがします。ご意見をいただいて、申しわけない のですけれども。

事務局 特定空家等の判断基準により判断をされた空家等は、かなり処分性が高い状態 となり、最終的には行政代執行まで至る流れに入っていくことになります。

> したがって、慎重に作成をしていきたいと考えており、できるだけ具体的に、 どこまで明確化できるかと内部でも検討しております。貴重なご意見をいただい た中で、少し複線的な考え方もしながら、我々としても考えてまいります。お示 しいただいたような例も、我々も具体的な対応を行っておりますので、そういっ たものもさらにお示ししたいと思います。

申し訳ございませんけれども、委員の皆様におかれましても、具体化に向けた何らかのやり方がないかどうか、ここでお考えいただきますと大変ありがたく思います。

ただ、最終的にやはりどこかで文章表現をしていかなければいけません。根拠となる何らかの明確な数字があるものはいいのですが、それがないものにつきましても、やはり一定の表現をしていかなければなりません。今後、ご答申をいただいたものに基づいて運営していくわけでございますけども、この場でご議論いただいた内容が今後の我々のガイドラインになっていきます。こういったご意見の中で、引き続き、委員の皆さまのお考えを大事にしたいと考えます。

また、ご審議のもとになるものにつきましては、また追加して提示させていた だきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員 わかりました。それでは事務局に意見をとりあえず集めて、また次回出しても らったら良いですね。確かに時間の短縮にもなります。

先ほど委員がおっしゃったように、やっぱり議論を尽くさないといけないと思います。というのも、枚方市は先陣を切って協議会ができているということで、他の市は注目しています。他の市はそんな影も形もありませんというような気がしているので、注目された中で、手本となるような、しっかりとしたものを皆さんとつくり上げたいと考えます。

委員 資料4の2ページの2(1)立入調査になります。これは行政のほうが立入調査するということで、いろいろ手順がありますが、ここに、所有者の立ち入り拒否の権利をちょっと明記してもらえたらありがたいと考えます。

これは法に書いてあり、ただし、所有者が拒んだ場合は強制的に、物理的に立ち入ることができないとあります。そういうことも書いておく必要があると思います。ガイドラインにも書いてあります。そういう、強制的にはできず、立ち入り拒否することは罰則規定があるが、しかしそれでも立ち入りを拒否できるという、その権利は認めるんだということを、示しておく必要があると感じます。

部会長 今、市の原案はどう記載していますか。立入調査を拒否できないと書いてありますか。

委員 特に拒否する記載をしてございません。

部会長
それを拒否できるというように記載するのですね。

委員 ガイドラインに則したら拒否ができるという話になります。

委員 拒否権があるのですね。

委員 拒否権があります。

委員 それを考えてください。入れて得策なのか、入れないほうが得策なのか。いま 答えていただく必要はありません。検討してくださいと申し上げています。

それから、3ページの4番、特定空家等の所有者等への助言又は指導ですが、 これは枚方市の手順案では、助言又は指導のままではいけない。指導なら指導、 助言なら助言と記載しなければ。助言又は指導というのは非常に曖昧な言葉で す。

13ページの勧告書を見ると、3行目に、「○○様に対して対策を講じるように指導をして」と書いてあり、助言とは書いていません。したがって、これは助言という言葉は全て削除すべきです。助言又は指導というのは、ガイドラインの記述であって、市が助言をするのか指導をするのか決めなさいということだと思います。助言であっても指導になると。助言して、助言または指導して、それから勧告するということです。助言という言い方は、非常に難しい。ガイドラインは確かに助言又は指導と書いてありますが、勧告書の記載から見れば指導でないといけないことです。

それから4ページの②に、助言及び指導の方法についてですが、口頭によることも許容されるが、改善しなかった場合の措置を明確に示す必要がある場合には書面で行うとあります。口頭では、所有者等と揉める可能性があります。したがって、この段階では粛々としなければならないと考えます。口頭では、その入り口で争いになる可能性が出てきます。措置の一番最初が指導で、それから勧告、命令、代執行の順ですね。一番最初の指導というところで、それを口頭で行うと、そこでかなり長引きます。ガイドラインにはないですけれど、枚方市では指導は書類でやるということを徹底したほうが、最初のトラブルは楽ですよと申し上げます。

部会長 国の行政手続法や、枚方市の行政手続条例に、住人が口頭での行政指導を書面 で示してくれと要求した場合、書面で発行するとの規定があるように思います。

委員 それから、7ページ(3)と(4)で、違った文章が記載されていますので、 統一性は絶対に守ってください。

事務局ありがとうございます。ケアレスミスが多く、申しわけございません。

助言又は指導ですが、これは事案によって、まず、助言・アドバイスを行う場合もあろうし、お示しいただいたような書面による指導を行うといったこともあろうとのことで、又はとの表現がガイドラインで使われていると考えます。

さらに、助言をしたうえで、改善が行われない場合には指導を行うという順序 もあるかと思います。少しそのあたりを研究させていただけませんでしょうか。

委員 それはおかしいです。そういうふうに読み取れません。助言と指導は、又はという並列です。だから、地方自治体で助言するのか、あるいは指導なのかということをはっきりするべきです。今の事務局の説明では、13ページの勧告書の指導というこの言葉を、変えなければいけないという説明になります。

部会長 ここのあたりは、他の自治体の例とか、国のガイドラインの助言又は指導という記載が、どういう意味なのかをちょっと事務局で調べていただいて、次回に検討させていただきます。

委員 3ページの4の(1)と①ですが、口頭で言って、入り口で争いになるという 考え方もあると思います。私は、いろんなご相談を受けたときに、口頭でお話させていただいて、その気になっていただいたことがあります。指導にまでいく手

前で、お話させてもらったら、その入り口で気がついていただきました。

委員 それで解決できるということですね。

委員 そう、解決です。適切に説明していただいて、解決させてもらった経験が何回もあるので、考え方の違いかと思います。やっぱりお話等の助言があったほうが良いと思います。特定空家等と判断される空き家を持っていたことを知らなかった人もいらっしゃるかもしれません。そして、助言があったときに、存じ上げなくて申しわけございません、早速こういうふうにさせていただきますという方も中にはいらっしゃると思います。私は多分そういう方のことも考えてのことと思いますので、そのあたりの幅は持ちたいと考えます。

部会長 今日はご意見を頂戴する場ですから、いろんな意見を上げていただいて、それ を事務局で整理して、また次回に提示してもらい、委員の皆さんで議論したいと 思います。貴重なご意見、本当にありがとうございます。

副部会長 活発な議論で、非常に地域の特性に応じたことで、非常に参考になりました。 今、条文を見ていたのですが、全部の事例を網羅できるような文言はあり得ない ので、どこからも解釈上妥当だと言えるような範囲の言葉をつくるっていうのは 非常に難しく思います。その場合は、法律であれば、立法基礎事実といいますが、 立法あるいは制定にあたって、先ほどのご意見や、たくさんの事例を出していた だいて、一番望ましい表現、事例に基づいた文言を探っていけたらと思います。

それから、どの解釈をされてもあてはまり、あるいは、時の流れによる適応事例の変容など、長年の適応に耐えうるようなものをつくりたいと考えております。私はできた法律を解釈して、裁判で戦うほうの立場になるので、立法ということには関わっていないのですけれども、裏返しの問題かというふうに印象として持たせていただきました。

委員 副部会長の全くおっしゃるとおり。こういうものは法制局が決めて、これは正 しいか、間違っているかを決めると思います。恐らく、法制局をとおらないでしょう。この法は解釈として法制局をとおりますか。

副部会長 争うとなると裁判で争うことになるので、地裁、高裁、最高裁と分かれていく のが通例で、そのたくさんの裁判事例の中で、場合によれば、この条文を変える 場合もあれば、適応事例を変える場合もあるということです。法制局は内閣や議 員とかいろいろありますが、これは法制局という行政の問題ではなくて、司法の 問題です。

委員 資料の5に控えてほしい文言がありまして、特定空家等に対する市独自制度について、4行目に「法に先行して制定された他自治体の条例では」とありますが、この部分は要らないという気がします。枚方市が独自で作っているというところを強調してほしい。

事務局わかりました。以後、留意しておきます。

部会長 時間の関係もございますので、これまで委員からご意見が出されております が、他に意見がありますか。

委員 なかなか特定空家等の問題は難しいと思います。個人の財産権の問題もありま すので、その辺の調和も考えなければいけないと思います。

部会長わかりました。他の委員はいかがでしょうか。

委員 いろいろ意見が出ていましたけれど、言葉の法的な意味合いのことになります と、ちょっと私では理解しづらいこともあります。余りに凝り固まった内容にすると、しんどいのではないかという気がします。

それから、この協議会では特定空家等の判定をするわけですから、再度、その中でも、ある程度、話し合えるのではないかと思っています。

事務局 この考え方や、判断基準を定めた後、来年4月以降と考えておりますが、個別 の案件について判断をしていくことになります。その際には、この協議会の中に 部会を改めて設置していただき、その部会のご意見を頂戴しながら、慎重に進め ていくという考えでございます。

部会長 他に、何かありますか。

委員 判断基準につきましては、まだ、見えてこないところがありますが、市の方に いろんな相談が寄せられているなかから、一定のそういう基準的なものが見えて くるのかと思います。今後、個別的に事案を判断していくということになるとの ことですので、そういった積み重ねで、空き家対策が充実していくと思います。

部会長 最後になりますが、他に何かございませんでしょうか。

委員 これから議論を始めるところであり、いろいろなことを想定しての議論になる のでしょうが、今までも、そういう空き家に対しての苦情や、それに対して市が 対応された事例もかなりあると思います。その中で、一言の助言で対応された方 もいるでしょうし、頑として対応しない方もあると思いますので、やはり助言と 指導という使い分けもあっても良いかと思います。

今まで対応してきた、こういうことで解決したという事例も紹介していただければ今後の参考になるかと思います。

部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事の中身を一言、二言で総括させていただきますと、いろんなご意見が出ましたので、それを事務局で他の自治体の例も調べて、事務局で案をつくっていただき、それを次回の会議で委員の皆さまに見ていただくという、大きな議論になろうかと思いますけど、次回で議論をするということでいかがでしょうか。

○ (「異議なし」との声)

部会長 ほかに特にございませんでしょうか。

副部会長事例等は、事前にメールや資料でもらえるのでしょうか。

事務局 こちらで取りまとめさせていただきまして、また、ご意見もお伺いすることも ございます。

副部会長 期日が短いですが、事前にいただければ。

事務局 できしだい、そうさせていただきます。

委員 そのほうがスムーズですね。各委員からこのような意見が出ましたということ

も、情報を共有できれば良いです。あいだで出た意見を共有できればと思います。

委員 委員のご意見は、議事録が先にいただけるのか、当日配付されるのか、それか

ら資料が先にいただけるのかということかと思います。

事務局努力させていただきたいと思います。

委員 そのあいだの委員の意見もいただきたい。

事務局 後ほど申し上げますが、本日以降もご意見を頂戴したうえで、本日の議論の流

れということにさせていただきたいと考えております。

部会長 周知のことかと思いますが、行政不服審査法と同時に行政手続法も改正され

て、行政指導の中止や是正を求める手続きが認められました。逆に行政指導や命

令をしてくれという手続きも認められました。これらの改正で、行政指導を争う、

命令を争う、あるいは行政指導してくれ、命令してくれということもできるよう

になりました。しかも、訴訟であれば費用はかなりかかりますけど、行政手続法

に関する手続は無料ですので、今度申し立てが出てくるのではないかと思うので すが、そのあたりもうちょっと事務局のほうで研究されてはどうかと思います。

事務局 改めて法務部局に情報をいただきながら、手順の適切な書き方を研究させてい

ただきたいと思います。ご理解を賜りますようにお願いします。

4. 今後のスケジュールについて、事務局からお願いいたします。

事務局 (資料6に基づき説明)

部会長

部会長
ただいまのスケジュールにつきまして、ご質問等、あるいはご意見などござい

ませんでしょうか。

よろしくお願いします。

ないようでしたら、今後のスケジュールの確認は以上といたします。

次回の開催は12月17日午前に予定されておりますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

それでは本日の案件は以上となりますが、事務局から何か確認等ありますか。

事務局 先ほどの質疑の中にもございました事務局への意見送付についてですが、先ほ

ど示しましたスケジュールの都合もございますことから、一旦期限としては12 月4日の1週間程度になりますが、ご意見をいただきまして、その後、先ほどの

確認事項は、引き続き事務局で整理をさせていただいたうえで、連絡をさせてい

ただきたいと考えます。

追加のご質問につきましては、12月4日までによろしくお願いいたします。

委員市では、第2回の協議会までの間で、今日の審議や意見に関して、内部での会

議等は行いますか。

事務局 本日にお示しした内容について、ご意見を頂戴いたしましたので、調整するこ

とがございます。議会中でございまして、手法については私どもにお任せいただ

けたらと思います。市の考え方の変更が必要な場合もございますので、内部的な

手続は進めさせていただきます。

部会長 本日ご審議いただいた内容に加えて、さらにご意見のある場合におきまして

は、事務局へご連絡をしていただくようお願いいたします。

それでは、本日の活発なご議論、本当にありがとうございました。これにて、 本日の会議は閉会といたします。

14